

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供（2025 年）

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率という）を公開することが義務付けられました。

（法第 23 条第 5 項）

許可・届出番号：派 23－303855

事業所名：三喜航測有限会社

【対象期間：2024 年 6 月～2025 年 5 月】

- ① 派遣労働者の数 3 名 (2025 年 6 月 1 日現在)
- ② 派遣先の数 1 件 (2025 年 6 月 1 日現在)
- ③ マージン率 33.1% 計算式 $(A - B) \div A$
 - 派遣料金の平均額 (A) 19,400 円 (8 時間相当)
 - 派遣労働者の賃金平均額 (B) 12,976 円 (8 時間相当)
- ④ 教育訓練に関する事項
 - 派遣労働者への入職時教育
 - 派遣労働者への作業手順教育
 - 派遣労働者へのシステム・ソフト操作教育
 - 派遣労働者への技術維持向上教育
 - 派遣労働者へのセキュリティ教育
- ⑤ その他派遣労働者の業務に関する参考事項
 - 福利厚生：社会保険・雇用保険加入有り
- ⑥ 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定締結をしている ※期間の終了日（2026 年 3 月 31 日）

■ マージン率に含まれる主な経費

- ・ 社会保険料等
(健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分)
- ・ 取得する年次有給休暇にかかる賃金の充当
- ・ 会社運営費
(運営スタッフの人件費及び事務所費・通信費・光熱費・環境設備等維持費)
- ・ 教育訓練費 (入職時教育、セキュリティ教育等)
- ・ 健康診断費用